別記様式第1号(第四関係)

こうのす ぎょうだちくかっせいかけいかく 鴻巣・行田地区活性化計画

埼玉県鴻巣市•行田市

平成27年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 鴻巣・行田地区活性化計画

都道府県名 埼玉県 市町村名 鴻巣市・行田市 地区名(※1) 鴻巣・行田 計画期間(※2) 平成27年度~平成28年度

#### 月 標 :(×3)

農地整備事業を実施し、農業生産基盤の整備を図り、担い手への農地の利用集積を促進、後継者が農業に取り組みやすい環境を整えることにより、農業振興と定住の促進に資することが期待される。具体的な数値目標としては、平成19年から維持している当地区の集落戸数(30戸)及び農家個数(6戸)が計画終了後においても維持していることを目標とする。

#### 目標設定の考え方

#### 地区の概要:

本地区は、鴻巣市の北東部にあり、行田市との市境に位置しており、広大な農地が広がる市内でも有数の水田耕作地域である。営農形態は、水稲を中心とした作付がされている。また、地区のほぼ中央を東西に市道川6号線(通称:茜通り)が横断している地域である。

#### 現状と課題

本地区は、昭和30年代初期に整備された10aの小区画水田で、耕作道路も狭く農作業に支障を来きたしている。

用排水路について、土水路が多いため、雑草防除や水管理等、維持管理に多大な労力を費やしている。

道路は幅量が狭く、車両の通行が困難となっている。かんがい期にはぬかるんだり、田へ乗り入れてしまうなど、車両の通行が難しくなる。

このような状況により、農業経営に支障を来たしている。

農業従事者については、高齢化や後継者不足が問題となっている。

#### 今後の展開方向等(※4)

土地改良事業を行い、農作業の効率化を図り生産性の高い農業基盤を確立することで安定した営農状況を生み出す。

また、新規の認定農業者や集落営農を行う経営体の育成を図りながら、農地の売買、賃借等により、認定農業者や規模拡大を希望する農家等への集積を図っていく。これにより、農業従事者の定住及び地域の活性化を図っていく。

- ※1 「地区名 I欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的 に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

# 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

(1)/14/19/19/19	, — , , , , , — , , , , , , , , , , , ,	1C / U + X (N. 1)				
市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体		法第5条第2項第 2号イ・ロ・ハ・ニ の別(※3)	備考
鴻巣市·行田市	鴻巣•行田	基盤整備(農用地等集団化)	鴻巣市	有	イ	27年(予定)
鴻巣市·行田市	鴻巣•行田	基盤整備(区画整理)	埼玉県	無	イ	28年~(予定)

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

#### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備者欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容 について記載する。

# 3 活性化計画の区域(※1)

# 

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

# 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項(該当なし)

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

(1) 中央版画の701-10 / 第二十八次十分101-15 / 101-																
		世			地目		地目		こ権利を取得す	てるもの	既に有し	している権利に	基づくもの	土地の利	利用目的	
		· ·			1		土地列	f有者		土地萨	所有者	農地(※2)	市民農園施設			
土地の所在	地番	登記簿	現況	地積(㎡)	権利の 種類(※1)	氏名	住所	権利の 種類(※1)	氏名	住所	市民農園整備 促進法法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別(※3)	備考			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

(三)中の後国地域のが成との自の正備に以りの手法(及行が注音中が三木が上げ、)(ボー)										
整備計画	種別(※5)		(※5) 構造(※6)		建築面積      所要面積		工事期間	備考		
建築物										
工作物										
計										

(3)開設の時期	(農林水	産省令第2条第4号二

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたは口を記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項(該当なし)

	事 項	内 容	備 考
(1)	農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2)	移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3)	権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
	② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)  ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方		
(4)	法(※5) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移		
	転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又		
	は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
	② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等 農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準 について記載する。
  - また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、 存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、 残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、 借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、 例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律 関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標達成状況等については、活性化計画が終了する年度の翌年度に現地確認調査や市統計等により集落戸数を把握し、計画主体である市が評価を行う。また、評価結果については公表する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことと されていることにかんがみ、行われるものである。 その他、必要な事項があれば適宜記載する。

# その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。